

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 6 月11日

【発行者名】 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 皆川 宏

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り
287 - 289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 下瀬 伸彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 下瀬 伸彦
同 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeニッポン・ボ
ンド・ファンド・カレンシー・セレクション
(Tokio Marine Strategic Trust - Tokio Marine Rogge Nippon
Bond Fund Currency Selection)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
()当初申込期間（平成22年 6 月17日から平成22年 7 月 8 日まで）
米ドルヘッジクラス：
5 億アメリカ合衆国ドル（約470億3,500万円）
ブラジル・レアルヘッジクラス：
5 億アメリカ合衆国ドル（約470億3,500万円）
中国元ヘッジクラス：
5 億アメリカ合衆国ドル（約470億3,500万円）
インドネシア・ルピアヘッジクラス：
5 億アメリカ合衆国ドル（約470億3,500万円）

()継続申込期間（平成22年7月12日から平成23年8月31日まで）

米ドルヘッジクラス：

10億アメリカ合衆国ドル（約940億7,000万円）を上限とする。

ブラジル・レアルヘッジクラス：

10億アメリカ合衆国ドル（約940億7,000万円）を上限とする。

中国元ヘッジクラス：

10億アメリカ合衆国ドル（約940億7,000万円）を上限とする。

インドネシア・ルピアヘッジクラス：

10億アメリカ合衆国ドル（約940億7,000万円）を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」または「ドル」という。）

の円貨換算は、便宜上、平成22年4月30日現在の株式会社三菱東京

UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝94.07円）

による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月1日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

(1) リスク要因

(訂正前)

(前略)

複数のクラスにおける債務の負担

ファンドの管理会社はファンドに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。トラストの信託宣言は、トラストの複数のファンドおよびファンドの個別の受益証券のクラス間における債務負担の方法について規定している（通常、債務は当該債務が発生した特定のファンドまたはクラスに帰属する。）。異なるファンドが別個の信託として設立されているのに対し、同一のファンドの異なるクラスは別個の信託とはされない。ファンドのあるクラスの受益者は、関連する他のクラスが債務を履行するのに十分な資産を有していない場合、自分が保有していない当該他のクラスに関して発生した債務の負担を強制される可能性がある。したがって、特定のクラスの債務が当該クラスに限定されず、関連するファンドの他のクラスにより債務を履行することが必要となるリスクがある。

(後略)

(訂正後)

(前略)

複数のクラスにおける債務の負担

ファンドの管理会社はファンドに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。トラストの信託宣言は、トラストの複数のサブ・ファンドおよびサブ・ファンドの個別の受益証券のクラス間における債務負担の方法について規定している（通常、債務は当該債務が発生した特定のサブ・ファンドまたはクラスに帰属する。）。異なるサブ・ファンドが別個の信託として設立されているのに対し、同一のサブ・ファンドの異なるクラスは別個の信託とはされない。ファンドのあるクラスの受益者は、関連する他のクラスが債務を履行するのに十分な資産を有していない場合、自分が保有していない当該他のクラスに関して発生した債務の負担を強制される可能性がある。したがって、特定のクラスの債務が当該クラスに限定されず、関連するファンドの他のクラスにより債務を履行することが必要となるリスクがある。

(後略)

4 手数料等及び税金

（４）その他の手数料等

（訂正前）

（前略）

受託会社または管理会社は、特定のファンドの設立、運営、管理および維持に関する一切の費用（以下のいずれか（またはすべて）を含むがこれらに限定されない。）について、受託会社、管理会社その他が負担したかの別を問わず、関連するファンドの保有財産からのみ、支払を行いまたは行わせることができる。

（中略）

- (c) 収益もしくは元本の分配に関して、または信託財産の保有またはその取引に関して、または（ファンドからの収益または利益以外の）関連するファンドに関して受託会社もしくは管理会社に課される（またはそれらから回収できる）その他のものに関して、支払われる一切の税金（信託証書に基づき受益者に対して行われたまたは行われる一切の分配に対して支払われる租税は除くが、何らかの者に対する補償（かかる補償が租税に関連する場合）のための支払金を含む。）
- (d) 監査人の報酬および費用
- (e) 法務、監査、評価および会計費用、仲介手数料、コンピューター・ソフトウェア・サービスおよび管理費（管理事務代行会社の報酬ならびに受託会社および管理事務代行会社が関連するファンドを運営するにあたり負担した立替費用を含む。）
- (f) 信託証書に基づき授権された受託会社の支出
- (g) 関連するファンドのための投資対象の保有または取引について発生した一切の公租公課
- (h) 補遺信託証書の作成および受益者集会の開催に係る、およびこれに付帯する報酬および費用
- (i) 信託証書または関連するファンドの設立もしくは終了に起因する、またはこれに関連する印紙税その他の租税
- (j) 登録事務代行会社および関連するファンドに関して適式に任命された登録事務代行会社の委託先の報酬および費用

（中略）

- (m) ファンドの終了に関連して生じた受託会社の（管理会社の同意するところによるか、または同意がなくかつ別異に放棄されない場合、その現在の商業レートによる）報酬および費用
- (n) 信託証書に詳述される（またはあるファンドに関する合意事項を参照することにより記載される）その他の報酬および費用

（訂正後）

（前略）

受託会社または管理会社は、特定のサブ・ファンドの設立、運営、管理および維持に関する一切の費用（以下のいずれか（またはすべて）を含むがこれらに限定されない。）について、受託会社、管理会社その他が負担したかの別を問わず、関連するサブ・ファンドの保有財産からのみ、支払を行いまたは行わせることができる。

（中略）

- (c) 収益もしくは元本の分配に関して、または信託財産の保有またはその取引に関して、または（サブ・ファンドからの収益または利益以外の）関連するサブ・ファンドに関して受託会社もしくは管理会社に課される（またはそれらから回収できる）その他のものに関して、支払われる一切の税金（信託証書に基づき受益者に対して行われたまたは行われる一切の分配に対して支払われる租税は除くが、何らかの者に対する補償（かかる補償が租税に関連する場合）のための支払金を含む。）
- (d) 監査人の報酬および費用
- (e) 法務、監査、評価および会計費用、仲介手数料、コンピューター・ソフトウェア・サービスおよび管理費（管理事務代行会社の報酬ならびに受託会社および管理事務代行会社が関連するサブ・ファ

ンドを運営するにあたり負担した立替費用を含む。）

- (f) 信託証書に基づき授権された受託会社の支出
- (g) 関連するサブ・ファンドのための投資対象の保有または取引について発生した一切の公租公課
- (h) 補遺信託証書の作成および受益者集会の開催に係る、およびこれに付帯する報酬および費用
- (i) 信託証書または関連するサブ・ファンドの設立もしくは終了に起因する、またはこれに関連する印紙税その他の租税
- (j) 登録事務代行会社および関連するサブ・ファンドに関して適式に任命された登録事務代行会社の委託先の報酬および費用

（中略）

- (m) サブ・ファンドの終了に関連して生じた受託会社の（管理会社の同意するところによるか、または同意がなくかつ別異に放棄されない場合、その現在の商業レートによる）報酬および費用
- (n) 信託証書に詳述される（またはあるサブ・ファンドに関する合意事項を参照することにより記載される）その他の報酬および費用

7 管理及び運営の概要

信託期間

（訂正前）

ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り平成28年2月26日に終了する。ただし、後記「ファンドの解散」に該当する場合にはファンドは平成28年2月26日以前に終了することがある。

（訂正後）

ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り平成28年2月26日に終了する。ただし、後記「ファンドの解散」に該当する場合にはファンドは平成28年2月26日より前に終了することがある。

[次へ](#)

第三部 ファンドの詳細情報

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売

（訂正前）

当初申込み

米ドルクラスヘッジクラス、ブラジル・リアルヘッジクラス、中国元ヘッジクラスおよびインドネシア・ルピアヘッジクラスという名称の4つの個別のクラスについて申込みを行うことができる。

受益証券の申込みは、当初申込期間中に適格投資家によって受益証券1口当たり100米ドルの購入価格に申込価格の3.00%を上限とする販売手数料（適用ある消費税を除く。）を加算した額により行うことができる。販売手数料は、日本における販売会社に対し支払われる。当初申込期間は、平成22年6月17日午前9時（ルクセンブルグ時間）に開始し、平成22年7月8日午後3時（ルクセンブルグ時間）に終了する。管理会社は、当初申込期間を延長または短縮することができる。当初申込期間中に申し込まれた受益証券は、当初設定日に発行される。

（後略）

（訂正後）

当初申込み

米ドルヘッジクラス、ブラジル・リアルヘッジクラス、中国元ヘッジクラスおよびインドネシア・ルピアヘッジクラスという名称の4つの個別のクラスについて申込みを行うことができる。

受益証券の申込みは、当初申込期間中に適格投資家によって受益証券1口当たり100米ドルの購入価格に申込価格の3.00%を上限とする販売手数料（適用ある消費税を除く。）を加算した額により行うことができる。販売手数料は、日本における販売会社に対し支払われる。当初申込期間は、平成22年6月17日午前9時（ルクセンブルグ時間）に開始し、平成22年7月12日午後3時（ルクセンブルグ時間）に終了する。管理会社は、当初申込期間を延長または短縮することができる。当初申込期間中に申し込まれた受益証券は、当初設定日に発行される。

（後略）

2 買戻し手続等

（2）日本における買戻し

（訂正前）

（前略）

大量の買戻し請求があった場合、上記「（1）海外における買戻し」の「買戻しの繰越」が適用されることがある。

（後略）

（訂正後）

（前略）

大量の買戻し請求があった場合、上記「（1）海外における買戻し」の「買戻しの繰越し」が適用されることがある。

（後略）

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（５）その他

関係法人との契約の更改等に関する手続

（訂正前）

保管契約

（中略）

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

（後略）

（訂正後）

保管契約

（中略）

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

（後略）

[次へ](#)

第四部 特別情報

第3 投資信託制度の概要

（訂正前）

（前略）

2．投資信託規制

2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（改訂済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

（中略）

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2009年改訂）（改訂済）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

（中略）

(d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2009年改訂）（改訂済）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

（中略）

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

（中略）

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）（改訂済）である。

(c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）（改訂済）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

（中略）

7．投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

（中略）

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

(a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。

(b) 投資信託が会社の場合、会社法（2009年改訂）（改訂済）の第94(4)条によりグランドコートに対

して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。

（中略）

８．投資信託管理に対するＣＩＭＡの規制および監督

（中略）

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、ＣＩＭＡは以下の措置を執ることができる。

(a) ＣＩＭＡが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。

(b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2009年改訂）（改訂済）の第94(4)条によりグラントコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。

（中略）

13．清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2009年改訂）（改訂済）、2008年会社清算規則（改訂済）および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。ＣＩＭＡも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

（中略）

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）（改訂済）およびパートナーシップ契約に準拠する。ＣＩＭＡは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。

（中略）

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

（中略）

14.7 管理事務代行会社

（中略）

（ ）本規則、会社法（2009年改訂）（改訂済）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。

（後略）

（訂正後）

（前略）

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

（中略）

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2009年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

（中略）

- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2009年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

（中略）

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

（中略）

- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）である。

- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

（中略）

7．投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

（中略）

- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
(b) 投資信託が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。

（中略）

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

（中略）

- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
- （中略）

13．清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2009年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。C I M A も、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

（中略）

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。C I M A は、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。

（中略）

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

（中略）

14.7 管理事務代行会社

（中略）

- （ ）本規則、会社法（2009年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。

（後略）